

平成18年10月6日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成18年(ネ)第435号 不当利得返還等請求控訴事件(原審 名古屋地方
裁判所平成17年(ワ)第4501号)

口頭弁論終結日 平成18年8月29日

判 決

控 訴 人

同訴訟代理人弁護士 北 村 榮

大阪市北区梅田一丁目2番2-900号

被 控 訴 人 株式会社クオークローン

同代表者代表取締役

同訴訟代理人弁護士

主 文

- 1 原判決中次項の請求を棄却した部分を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、43万8157円及びうち41万4829円に対する平成17年11月19日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 控訴人のその余の控訴を棄却する。
- 4 訴訟費用は、第1, 2審を通じ、これを4分し、その1を控訴人の負担とし、その余を被控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を次のとおり変更する。
- 2 被控訴人は控訴人に対し、82万5709円及びうち68万7802円に対する平成17年11月19日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

